

新型インフルエンザ対策のための地方公共団体関係者との
実務者検討協議会（第3回） 議事概要

日 時 平成24年3月6日（火） 14時00分～16時00分

場 所 合同庁舎第5号館 専用第23会議室

出席者

都道府県 栃木県、東京都及び兵庫県の部課長等

市町村 福島県郡山市、静岡県裾野市、三重県鳥羽市及び奈良県斑鳩町の部課長等

内閣官房 田河新型インフルエンザ等対策室長、諸岡参事官、杉本参事官、一瀬企画官

厚生労働省 結核感染症課神ノ田室長

- 議 事
- （1）内閣官房新型インフルエンザ等対策室からの資料説明
 - （2）意見交換

意見交換等の概要

- 各都道府県が行動計画を作成し、全国一律で対策本部が立ち上がる中で、各都道府県に自衛隊がどのように関わるのか等について、政府行動計画で記載してほしい。
- 法案第48条第6項は、個人で診療所を開設する場合について適用対象外となっているのではないかと。
 - 医師である診療所開設者であっても、新型インフルエンザ等緊急事態における医療提供を行うことを目的とする場合に限り、病床数等の変更について届出で足りるよう、省令改正を検討していると聞いている旨、回答。
- 第7条第3項の「他の地方公共団体」の範囲についてはどういった範囲か。運用を統一してほしい。
- 本法案の接種に関する健康被害の認定審査の枠組みについてはどのようになるか。その他、本法案の接種に関する運用については、十分に整理して頂きたい。
 - 国が実施するものは、基本的には国が行う。
- 地方公共団体の行動計画のモデル計画の提示について検討してほしい。

以 上